

### 第四次滋賀県環境学習推進計画の改定に向けた今後の進め方について

#### 【経緯】

- ・令和3年3月に第四次滋賀県環境学習推進計画（5年）を策定。
- ・令和8年3月に計画の終期を迎えることから、次期（第五次）計画の策定に向けて、令和6年度から議論を進めていく必要がある。

#### 【前回改定時の課題】（参考資料1）

- ・「滋賀県環境学習の推進に関する条例」に基づく基本計画として、附属機関（環境審議会）の諮問、答申により、改定を進めていた。
  - ・一方で、「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」に基づく行動計画としても位置づけており、法に基づく協議会として設置している滋賀県環境学習等推進協議会においても、環境審議会と並行して議論を進めていた。
- ➔ 双方の意見をすり合わせることに労力を要する結果となった。

#### 【今回の進め方】

- ・以下の図のように審議会と協議会の役割・進め方を整理し、議論を進めたい。
- 令和6年度・・・滋賀県環境学習等推進協議会を中心に、環境学習の現状と課題、施策の方針等を議論し、県において計画案を作成。
- 令和7年度・・・計画案について、滋賀県環境審議会への諮問・答申を行い、第5次計画を策定。  
（令和6年度に滋賀県環境学習等推進協議会で議論した内容を環境審議会に引き継ぐため、協議会会長を関係者として招集。）

